

運輸安全管理規程

(安全管理規定)

マルエスグループ

マルエス工運株式会社
関東マルエス株式会社
中日本マルエス株式会社
西日本マルエス株式会社
シンエスサービス株式会社

目 次

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 輸送の安全を確保するための事業の運営及びその管理の方法
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 総則
(目的)

第1条 この規定はマルエスグループにおいて、貨物自動車運送事業法第15条及び第24条の3の規定に基づき、輸送の安全を確保するための遵守すべき事項を定め、もって運輸の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定はマルエスグループにおける、貨物運送事業に係る全ての業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針 等

(輸送の安全に関する基本方針)

第3条 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、マルエスグループ内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、従業員に対し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令・社内規定及び本規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的・計画的に行うよう努める。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、マルエスグループ及び協力会社において必要な情報を伝達、共有するよう講じる。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2 マルエス グループ及び協力会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3 協力会社を活用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。又、協力会社に対しては、協力会社の輸送の安全の向上に積極的に指導、協力する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 社長は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を設定する。

(1) 事故件数等の目標年次を設定する。

(2) 不祥事の目標年次を設定する。

2 目標は抽象的でなく、数字の設定等具体的な目標とし
事後的に検証できるものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は輸送の安全確保に関して最終的な責任を有する。

2 経営トップは輸送の安全確保に関し、予算の確保体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは輸送の安全確保に関し、運行管理者の
意見を尊重する。

4 経営トップは輸送安全の確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうか常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全の確保するための企業統治を適確に行う。

- ① 所長
- ② 運行管理者（所長が兼務する場合あり）
- ③ 車両整備管理者
- ④ 機器整備管理者
- ⑤ その他必要な管理責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統に

ついては担当者不在の場合も含め、又、重大な事故、災害等に対応するため、別に定める緊急連絡組織図による。

（所長・運行管理者の責務）

第9条 所長・運行管理者は次に掲げる責務を有する。

- ① 所長・運行管理者は輸送の安全の確保し、管轄部署を統括し、指導監督を行うこと。
- ② 従業員に対して関連法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対して周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時行い、経営トップに報告すること。
- ⑥ 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要

な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

⑦輸送の安全の確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

⑧その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の運営及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第11条 経営トップと現場の所長・運行管理者と乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

又、安全性を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、不祥事、災害等に関する報告連絡体制)

第12条 事故、不祥事等が発生した場合における当該事故、不祥事等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故・不祥事等に関する報告が所長・運行管理者・関係者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 所長・運行管理者は社内において、報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が十分に機能し、事故・不祥事等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第13条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のため教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第14条 社長及び経営トップは安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

又、重大な事故・不祥事等が発生した場合、又は同種の事故・不祥事等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 所長・運行管理者は前項に内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、社長・経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第15条 所長・運行管理者から事故・不祥事等に関する報告、又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若くは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のための必要な改善に関する方策を検討し是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故・重大な不祥事を起こした場合は、安全対策全般、又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第16条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・不祥事等に関する報告連絡体制、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対して公表する。

- 2 事故・不祥事等発生後における再発防止策、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 本規定は業務の実態に応じて、定期的に適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっては会議の議事録、報告連絡体制、事故・不祥事等の報告、所長・運行管理者の指示、内部監査の結

果、経営トップに報告した、是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

(リスクマネジメント・保安監査室)

第18条 本規定に則り、リスクマネジメント・保安監査室はマルエス工運(株)社長の直下組織として、全マルエスグループを管理統括する。

制定日 2007年07月01日